（工芸品の部）

上欄 名称及び員数	上欄 認定告示	下欄 名称及び員数	下欄 所有者	下欄 所有者の住所
磁製青華鯉耳瓶　一箇	昭和九年文部省告示第二百三十二号	古染付高砂花生　景徳鎮窯　一口	公益財団法人北村文華財団（北村美術館保管）	京都府京都市上京区御車道通清和院口上る梶井町四四八―四

○文部科学省告示第百一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（古文書の部）

上欄 名称及び員数	上欄 認定告示	下欄 名称及び員数	下欄 所有者	下欄 所有者の住所
紙本墨書新院廳諷誦文（嘉元三年十月廿八日）　日野俊光奉　一幅	昭和十二年文部省告示第五十号	後伏見院庁諷誦文　嘉元三年十月二十八日　一幅	学校法人大阪青山学園（大阪青山歴史文学博物館保管）	大阪府箕面市新稲二―一一―一

○文部科学省告示第百二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄 名称及び員数	上欄 認定告示	中欄 名称及び員数	下欄 名称及び員数	下欄 所有者	下欄 所有者の住所
木造薬師如来立像　一軀 像内に弘安元年の奉加連名帳がある	昭和二十四年文部省告示第百四十五号	結縁交名　一括 弘安元年六月十七日、同十八日、一日造立供養薬師仏等の記がある	木造薬師如来立像　一軀 附　結縁交名　一括 弘安元年六月十七日、同十八日、一日造立供養薬師仏等の記がある	宗教法人西方寺	奈良県宇陀市榛原山辺三四九六

○文部科学省告示第百三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文